

会社犯罪の概念と諸問題

若 杉 明

1. 問題の提起

自由企業制度の主役を演じている営利企業（以下たんに「企業」または「会社」という）は、利潤の追求を動機とし、社会的福祉の増進を使命として運営されている。最近においては、企業のこの後者の特質を社会的責任という概念をもってとらえていることは周知のとおりである。企業の社会的責任とは、これを端的に言い表わすならば、企業という経営活動主体がこれをとりまく利害関係者ひいては社会全体に対して、種々な形で福祉の増進をはからなければならない責務を意味している。企業は広く社会一般に種々の側面にわたって役立ち、貢献することによってはじめてその社会的な存在理由を認められるのである。

しかしながらときに企業が、その本来の社会的使命に反して、企業行動を通じて、その利害関係者や社会全体に対して、福祉の増進に貢献するどころか、逆に種々な形で被害や損害を与えるような場合も少なからず見受けられる。企業がその利害関係者や社会一般に対して種々な形で被害や損害を与える行為を会社犯罪（corporate crime or violence）とよんでいる¹⁾。さきに述べた企業の社会的責任の遂行という本来の責務の遂行を正の行動とするならば、会社犯罪はまさに負の行動と特徴づけることができる。現実の企業社会においては、企業はこの正の行動を遂行しながらも、これと並行して負の行動を実施していることが少なくない。たとえば経済社会においてリーダーシップを発揮し、国

際的にもよく知られている有力で巨大な企業が、片方において会社ぐるみで企業機密を不正に入手したり、脱税をして摘発される等ということが決して珍らしいことではないからである。会社犯罪についての研究は、企業の社会的責任についての研究を企業の陽の側面に関するものであるとするならば、まさに陰の側面を取扱うことにほかならない。すなわち会社犯罪についての研究も結局は企業の社会的責任の問題に帰属するものとみることができるのである。社会的責任論は本来、企業の正の行動を研究対象とすると同時に、負の行動すなわち会社犯罪をも取扱うことによって、はじめて完全なものとなりうると思われる。本稿における研究課題はまさにこのような問題領域に属するものであると考えている。会社犯罪という語から、本稿が一見会社のおかす違法行為を法的に追究するもののようにとられるかもしれないが、その内容は前述のごときものであることを最初にはっきりとことわっておきたいと思う。この点は後述する会社犯罪の概念の定義にさいしても十分に明らかにする積りである。

企業を舞台として、より厳密には、企業が主体となって行われる犯罪は、世界各国いたるところにおいて発生しており、常にジャーナリズムに話題を提供し、人々の関心を集めてやまない。会社犯罪とよばれるこの種の事件、すなわち負の企業行動は、その発生件数が多く、またその形態も複雑多岐にわたっている。そして会社犯罪が発生するたびに、それは会社の株主、債権者、従業員、消費者、地域住民等の利害関係者や国家社会、会社それ自体等広い範囲にわ

たって、様々な形で被害や損害等を及ぼしている。これらの被害や損害等は、これを全国的に、さらにまた世界的に測定したならば、膨大なものとなるであろうことは想像に難くない。会社犯罪によって生ずる被害や損害が財産的損失、身体的損傷、環境破壊等様々な形態をとることもまた大きな特徴をなしている。会社犯罪はまた企業における資材の購入、商品や製品の販売等マーケティング、資金の調達や運用、コンピュータ・システム、企業経理、研究開発等等企業の経営活動のあらゆる側面にわたって行われているのが一般的である。

このように会社犯罪においては、その発生形態、被害の形態、被害者等が広い範囲に及んでおり、しかもそれがますます拡大する傾向をもち、またこれによって惹起される社会的、個人的被害や損失もはかり知れない金額や総量となるために、これに関する研究にさいしては、その防止が国民経済的にもまた国際経済的にも窮極の目的とされなければならない。それ以外にも会社犯罪の実態を広く探究し、その特質を究明することには多くの意義や効果を見出すことができると思われる。会社犯罪についての研究の主な意義を利挙するならば、次のようになるであろう。

まず第一に、会社犯罪についての研究は、刑法、行政法、民法等法律の立場からの捜査、裁判、損害賠償、行政指導、法律の改正や新たな立法等の角度からみて、有効な情報や知識を提供することが可能である。すなわち各種の会社犯罪の中で現行法に違反するものについては、その犯罪の実態を分析し、明らかにすることによって、今後における犯罪の発生にさいしての捜査が円滑にすすめられるようになるであろうし、その結果としての法律的处理も容易になることであろう。過去の犯罪事実を適切に分析し、理解することによって、将来において発生するかも知れない犯罪に対する予防措置を講じ、また発生した場合の犯罪に対する法律的处理を容易にしうるからである。

第二に、会社犯罪が資材や商品の購入、研究開発、マーケティング等経営諸活動に関するものである場合には、経営管理組織の改善・整備のための基礎データがえられることになる。とりわけ会社犯罪が内部牽制制度や内部統制組織など経営管理組織における不備や欠陥を突いて行われるもの場合には、管理組織のあるべき姿が犯罪に関する基礎研究を通じて明らかにされうるであろう。このような問題は、内部監査制度の改善、監査役による業務監査の強化、経営コンサルタントによる経営指導等に深いかわりをもっている。

第三に、会社犯罪が経理に関するもの、たとえば粉飾決算や経理不正などである場合には、これを分析することにより、会計システムの整備・改善、会計監査制度の強化・拡充等のための基礎データが提供されることになる。会計システムの整備・改善は個々の会社についての問題であり、会社犯罪のうち経理に関するものを根本的に分析することにより、企業内における会計管理体制のあるべき姿が示唆されよう。また会計監査制度の強化・拡充は一国における会計制度の問題であり、犯罪の分析によって、粉飾決算等の防止や発見法を制度的に改善するための方策が樹立されうるものと考えられる。この問題は監査役監査、公認会計士や監査法人による外部監査、内部監査制度の整備等に結びつくものである。

第四に、最近しばしば発生するものとしてコンピュータ・システムをめぐる犯罪が衆目を集めている。コンピュータに記憶されている情報を盗み出したり、コンピュータの記録を消すというような問題である。さらにまた会社経理がコンピュータを中心に実施されることによって、会計記録が磁気テープ・ドラム・ディスク等において行われることとなって、会計監査のテクニックが一変してしまっているのが現状である。このようにコンピュータの利用と管理をめぐって、これまでになく新しい問題が生じつつある。そこでコンピュータをめぐる会社

犯罪を分析し、究明することによって、この種の問題に対する予防対策および処理の方策を樹立する道が開けるものと思われる。

脱税問題は先進諸外国では、納税者の社会的信頼や名誉を失墜させる道徳的犯罪としても重要視されており、社会的に非常に厳しい目でみられている⁽²⁾。そこで第五に、脱税事件に関する研究は、脱税の手口を解析するものであり、脱税の予防や発見等に資する点が大である。脱税は、納税すべき税金を回避するという財務的犯罪であると同時に、脱税者の名誉や社会的信用にかかわるものであることをとくに強調しておきたいと思う。

会社犯罪についての研究は、企業をめぐる社会科学諸領域の原点となっているといっても過言ではない。そこで本稿においては、会社犯罪に関する基本的な問題について検討を加えることにしたい。まず研究の枠組を確立する意味において、会社犯罪の概念規定を行う。これを受けて次に会社犯罪のパターンにつき犯罪主体、被害者、被害の形態等に分けて考察を行う。そしてこれらの基礎的考察を前提として、会社犯罪の研究におけるいくつかの問題点を指摘して、今後の研究課題を示唆することにより、むすびに代えたいと考えている。

2. 会社犯罪の概念

会社犯罪を研究の対象とするにあたっては、まずこれについて概念規定を行い、さらにこれと類似する概念との相違を明らかにしておく必要がある。それは、研究に着手するにあたり、このような作業をしておくことによって、研究対象の範囲を限定することができ、その上問題事項について、これが研究の対象となりうるものであるかどうかの判断を下すための規程が設定されることになるからである。したがって研究の出発にさいしての概念規定は、取扱うべき問題の範囲の画定に役立ちうるものでひとまず充分であるといえる。その後研究が進展して成

果があがり、あらためて会社犯罪に関する問題を学問的に体系化する段階にたちいたった時に、研究成果をふまえ、より厳密な定義を行うことが必要となるであろう。そのような意味において、ここでの概念規定は研究に着手するにあたっての定義であるところから、会社犯罪についての研究対象の範囲を画定することを当面の目的としてなされるものであることをあらかじめことわっておきたい。そこでまずこのような趣旨にそって会社犯罪についての概念規定を行い、さらにこれとの関係において、広く一般に犯罪とよばれている通常概念との相違を明らかにしよう。

(1) 会社犯罪の概念規定

本稿においては、第一節において述べた企業の社会的責任についての研究の一環としての会社犯罪に関する研究であるという性格およびその意義ないし効果との関連を重視するところから、また研究に着手するにさいして行う概念規定でもあるが故に、この概念を、上の趣旨に沿いつつも、さらになおできるだけ広義にとらえることにし、したがってたんに各種の法律に違反する行為だけではなく、社会道徳や慣習に反する行為をも包含しうるように規定したいと思う。このようなスタンスに立って、本稿では、会社犯罪を次のように定義することにする⁽³⁾。
すなわち

「会社犯罪とは、会社の社長や取締役のごとき経営者個人、会社ぐるみ、会社間の共謀、管理職や従業員個人等、会社それ自体または会社内部の人間を主体として、計画的、意図的に、または不行届に、実施することによって、会社自体、会社をめぐる各種の利害関係者、国家社会等に対して、財産、身体、名誉、信用、制度的価値観等を傷つける形で、被害や損害等を及ぼす行為である。」と。

次にこの定義をさらに敷衍することにしよう。

この定義においては、会社犯罪の主体、犯罪

行為の性格、被害者、被害や損害の性格などが要素となっており、それぞれの要素ごとに範囲が示され、しかも各要素ごとにできる限りその範囲を広く設定しようとしている。通常犯罪という場合には、刑法、行政法、民法等の法律に違反する行為を意味している。だがここに問題とする会社犯罪は、既述のごとく、これら法律に違反する行為だけに限定することなく、これを含みながらも、これをさらにこえて、会社が主体となり、利害関係者や社会全体に対して損害等をもたらす行為をすべて包摂していることを特徴としている。この場合とくに会社犯罪を企業の社会的責任の遂行という正の行動に対する負の行動ととしてとらえるところから、犯罪主体は会社またはその構成員であることに限定することが必要である。そしてまたその被害者を企業をとりまく利害関係者、社会全体および会社それ自体としておかなければならない。なお会社それ自体を被害者とするについては説明を要するので、これについては改めて後述することにした。

このような定義に整合するかどうかという点から、会社犯罪における犯罪という語の意味をもう一度詳しく検討しなおすことにしよう。crime という意味での犯罪は法律的に処罰の対象となる罪という語義を有するので、ここにおいてはあまりにも狭義にすぎたものである。そこで法律だけではなく、道徳や慣習などにも反する行為をすべて包含しより広義の概念を用いようとするならば、法律、道徳、慣習などのすべてに反することを表わす offense という語に相当する「違反」とか「反則」といった語がここでは適当ではないかと思われる。したがって会社犯罪という語を別な表現にて言い表わすならば、「会社それ自体またはその構成員が主体となって行われる法律、道徳、慣習などに対する違反行為または反則行為」というのが、前述の定義に沿ったものといえよう。だがそれではあまりにも長きにすぎて不便であるところから、本稿では、「会社犯罪」という手短かな

用語を使用することにする。なお上述の定義に含まれる諸要件の詳細については、次説において取扱うことにしたい。

(2) 会社犯罪と通常の犯罪

上に述べた会社犯罪についての定義からすでにある程度理解できるように、会社犯罪と通常の犯罪との間には、数々の相違がみとめられる。まず第一に、被害者または犠牲者が犯罪の被害を受けていることを、その段階において、気付いているか否かの点があげられる。一般の犯罪においては、詐欺などの場合を除いて、被害者が犯罪の犠牲になっていることに気付いているのが普通であるが、これに対して会社犯罪の場合、被害者が犯罪の行われているときには、それに気付いていないのが一般的である。後者の場合には、被害にあっていることを後になって知ることが多いために、犯罪の行われている最中に知ってこれを回避することができず、被害を受けた後になってはじめて、被害や損害の生じていることを認識し、これに対する損害賠償や補償の要求を行うのが一般的である。

次に会社犯罪の加害者すなわち犯罪主体についてみると、一般の犯罪の場合には、社会の底辺に存在する個人やそのグループである場合が多いが、会社犯罪の場合には、社会的に一定の地位を有する企業人やその集団である会社そのものが主体となる。そのために会社犯罪はホワイト・カラーの犯罪 (white collar crime) として特徴づけられている⁽⁴⁾。また一般犯罪は、知能犯によることもあれば、理性を失った人達によって惹起される場合もあるが、これに対して会社犯罪は、すべてが知能犯によって行われる。会社犯罪がホワイト・カラーの犯罪とよばれるゆえんもそこにある。

一般犯罪と会社犯罪との相違の第三は、犯罪による被害や損害の額または程度のちがいである。一般犯罪は特定の個人やそのグループという少数の人々によるものであるから、それによる被害や損害の額、犠牲の度合などは限られた

程度にとどまる場合が多い。これに対して会社犯罪の場合には、一般に被害や損害の額は相当額にのぼり、犠牲の度合も著しい。そしてさらに会社犯罪は社会における倫理感を狂わせ、さらに資本主義的自由企業制度を前提とした価値感に大きな影響を及ぼすことも少なくない。とりわけ自由な経済競争や市場経済機構のような自由企業制度を基礎づけているルールが無視されるような場合には、制度の存在そのものがおびやかされるおそれさえも生ずることがある。

3. 会社犯罪の分類

会社犯罪は、これを種々の視点より分類することができる。ここでは前節に述べた会社犯罪についての定義を受けて、加害者すなわち犯罪主体の種類、被害者別分類および被害の形態別の分類の3つの側面について、その内容を明らかにしたいと思う。

(1) 犯罪主体別分類

さきに述べた会社犯罪についての概念規定によれば、会社犯罪の主体は、会社それ自体またはその構成員であることを特徴とした。具体的には、社長や取締役など企業のトップ・マネジメント、社長をはじめとする会社ぐるみ、共謀した複数の会社、管理職や従業員個人またはそのグループ等種々のものが会社犯罪の主体としてあげられる。以下それぞれについて考察することにしよう。

1) 社長や取締役等経営者による犯罪

会社の取締役社長や取締役等のトップ・マネジメントは企業の全般的活動について意思決定の権限を有しており、また株主総会が形骸化しているわが国の企業にあっては、これらの人々をコントロールすることは容易ではない。現行商法の規定によれば、監査役は、取締役が会社の目的の範囲外の行為やその他法令・定款に違反する行為を行って、会社に著しい損害をもたらすおそれのある場合には、取締役にその行為

を止めるよう請求することができるようになってきている(商法第275条の2, 第1項)。このように取締役による行為は法的には一応監査役によってチェックすることができるのであるが、取締役の監査役に対する会社内における実質的な力関係などからすれば、取締役による行為が監査役によって完全に抑制できるかどうかは疑問であるような場合が少なくない。

トップ・マネジメントによる会社犯罪の例としては、商慣習としての売上割戻し(rebate)の私的着服、他社からの商品・製品・原材料等の仕入れにさいしての取引先と結託した仕入価格の割かけ・上のせ、自分の関係する他社の利益のために、自社の利益を犠牲にすること、粉飾決算等をあげることができる。トップ・マネジメントによる犯罪行為は大がかりな規模で行われ、その結果としての被害や損害額も巨額にのぼる可能性をもっている。

2) 会社ぐるみの犯罪

これはトップ・マネジメントがリーダーシップをとり、会社が打って一丸となつて行われるものであることを特徴としている。1)の場合と異なるのは、トップ・マネジメントだけによつて行われるのではなく、管理職や従業員をも含めて組織的に行われる点にある。このように組織的に行われるものであるところから、その効果が著しく、犯罪の規模も大がかりなものとなりうる。この種の会社犯罪には、他企業の機密を盗んだり、不正な手段でこれを入手する産業スパイ、公害防止施設を設置しない製造業がひきおこす環境破壊、有害な商品や食品添加物の製造・販売、倒産ないし計画倒産、商品の管理価格の設定、管理不行届による事故や災害、コンピュータを利用した情報の不正入手等がある。

3) 複数の会社が共謀して行う犯罪

これは2つ以上の会社が共に相謀つて行う犯罪行為である。会社間で共謀して行うこの種の犯罪はその効果が大きく、実施しやすいとともに、その犯罪の事実を発見するのが困難であ

る場合が多い。この種の犯罪の例としては、製品価格を協定して決定すること、親会社が子会社や関連会社を通じて行う粉飾決算、請負契約を計画的にとるために入札にさいして業者間で行う談合、監査人をまきこんだ粉飾決算等をあげることができる。

4) 社内における管理職や従業員による犯罪
管理職や従業員が、個人またはグループで職場における立場などを利用して行う犯罪行為である。犯罪の規模は一般に小さいが、ときには相当額にのぼることもありうる。この種の犯罪の発生する頻度は一般に高い。この種の犯罪の例としては、内部牽制組織のような経営管理組織の不備をついた金銭の横領、職務上の立場を利用したリベートの着服、入札にさいしての工事価格などの特定業者への漏洩などをあげることができる。

以上に述べたように、会社犯罪の主体は、会社それ自体もしくはその構成員たる社長や取締役、管理職または一般従業員等会社やその内部の人間であることを特徴とする。それ故にたとえ会社に被害や損害が生じたとしても、犯罪主体が会社外部の人間だけである場合には、定義により、そのような犯罪は会社犯罪の範疇には入らないのである。

(2) 被害者または犠牲者別分類

会社犯罪の被害者は、会社それ自体または会社をめぐる利害関係者である。ここでとくに会社自体が被害者となる場合について考えておきたいと思う。いま法人擬制説に立って株主、債権者、経営者、従業員等を除いて企業それ自体というものは存在しないと考えるならば、会社の受けた被害は当然のこととしてそのまま株主、債権者、経営者、従業員等に対する損害となり、これらの人達に負担せしめられることになろう。これに対して法人実在説に従って、会社それ自体が株主や債権者等の利害関係者から独立に存在する主体であると考えれば、会社がこうむった被害や損害はそのまま会社の負

担するところとなる。会社のこうむった被害や損害が、会社のもっている財力等の力でカバーできる範囲のものである場合には、それは株主、債権者等に及ぶことなく緩衝されてしまうであろう。しかしながら会社の受けた被害等が相当額にのぼり、会社の力をもってしてはこれを処理し、吸収しきれない程のものである場合には、その被害や損害は株主、債権者、従業員等の利害関係者にまでも及ぶことになろう。このように考えるならば、会社自体が被害者になる場合には、法人の本質をどのように認識するにせよ、結局株主、債権者、従業員等の利害関係者に対して被害や損害の及ぶ可能性の生ずることが考慮されることになる。このように考えるところから、本稿では、会社それ自体が被害者となる場合についても考察を加えることにしたいと思う。

1) 会社が被害者となる犯罪

会社それ自体が被害者となる会社犯罪には、社長や取締役等トップ・マネジメントによる会社の金の横領や背任行為、倒産ないし計画倒産、粉飾決算、管理職や一般従業員による会社の金の横領・着服、背任行為、窃盗行為、経営者による意思決定の失敗により会社のこうむる損害、経営者や管理職によるライバルとなる有能な人材の左遷・追放、管理職の不行届による事故や災害等がある。会社がこの種の犯罪によってこうむる損害や被害については、比較的軽微なものは会社が負担し、吸収することができるが、相当額にのぼり、それが会社倒産などに及ぶ場合には、株主、債権者、従業員等にも負担せしめられることになる。

2) 株主に対する犯罪

株主が被害や損害をこうむる犯罪には、会社の倒産ないし計画倒産、粉飾決算、経営者の意思決定の失敗により会社のこうむった損害、会社犯罪により会社のこうむった損害等で株主にまで及ぶもの等をあげることができる。これらの中でも計画的なものをも含む倒産による損害が株主にとってはもっとも甚大であろう。

3) 債権者に対する犯罪

債権者が被害者となる会社犯罪としては、計画的なものを含む倒産、粉飾決算などがあげられる。会社に対する犯罪のうちその被害が株主に負担せしめられるもので、債権者にまでも及ぶものは、倒産や粉飾決算に限られる。それは法律的には、株主は会社の所有者であるが、債権者はたんなる外部の利害関係者にすぎないと考えられているからである。

4) 従業員に対する犯罪

従業員が被害者となる会社犯罪は、計画的なものを含む倒産、粉飾決算、社内預金の取締役などによる使い込みなどである。経営者の意思決定のあやまり、経営上の失敗などによる経営業績の悪化に対する解決策の一つとしての人員削減、一時帰休 (lay-off)、労働災害、職業病、従業員に対する人事管理上の無策による人材の誤用や浪費なども、従業員の立場からすれば、会社犯罪に含められるであろう。

5) 消費者に対する犯罪

消費者に対する会社犯罪としては、有害食品・薬品その他製品の製造販売、欠陥製品の製造販売、製品の管理価格の設定、物資不足に乗じた商品の売惜みや値上げ、ソーシャル・ダンプング、誇大宣伝広告による虚偽表示のためにこうむる損害等があげられる。

6) 地域住民に対する犯罪

地域住民に対する犯罪の典型的なものは、大気汚染、有害物質を含む排液のたれ流しによる水質汚濁、異臭の放出、騒音振動、これらの原因による公害の発生や環境破壊である。さらに一定の地域での新規の工場立地に先んじて行われる環境アセスメントにさいしての虚偽のデータの捏造・公開のごときも、会社犯罪にあげることができよう。

7) 国家社会に対する犯罪

国家社会に対する会社犯罪としては、脱税、国や地方自治体からの補助金の不正受給、公害の発生や環境破壊などがあげられる。特に公害の発生・環境破壊は地域住民はもとより国家社

会全体に対する犯罪でもあることが注目されなければならない。それは個々の企業が公害防止努力を怠ったことの結果として、工場周辺地域住民に対して被害を与えると同時に、そのような公害を抑制防止するための諸施設等に対して社会資本の投資を余儀なくせしめるような場合には、本来企業が負うべきそれに要する財務的負担を国や地方自治体に転嫁せしめることを意味しているからである。

(3) 会社犯罪による被害の形能別分類

会社犯罪による被害のパターンは、身体的被害、財産的・経済的被害、情報についての被害、環境破壊、名誉や制度的価値観の毀損等多側面にわたっている。

1) 身体的被害

人の身体に与えられる被害には、種々な原因がある。身体的被害をもたらす会社犯罪としては、有害食品・薬品その他製品の製造販売、欠陥製品の製造販売、公害病、食中毒、管理者の不行届によって発生する事故や災害、労働災害、職業病等様々なものがあげられる。

2) 財産的・経済的被害

会社犯罪によって被害者が財産的・経済的な被害を被る形態は多様である。これには、①被害者が所有していた財産の価値が失なわれるもの、②一定の品質価値をもった物に不当に高い経済的対価を要求するもの、③必要な物資の入手困難、④取得しうべき財産の取得不能等種々なパターンがある。

①の例としては、会社の倒産により株主や債権者が出資金や貸付金を失なう場合をあげることができる。②については、管理価格により消費者が不当に高い価格で商品を購入させられることが例示される。③の例には、品不足にかこつけて買占めを行ったり、売惜みをする例が該当する。④の場合として、会社の脱税行為により、国や地方自治体が本来徴集しうべき税金の取立ができない例をあげることができる。

3) 情報の不正入手

現在コンピュータの開発と普及により、これを用いた情報処理、情報の蓄積、検索利用等が広く行われている。しかもコンピュータ・システムが発達し、システム同士が相互に結合されて、互いに蓄積されている情報を検索し、利用し合うことのできる仕組がいたるところに形成されている。これがコンピュータに記憶されている情報を不正に入手しうる余地を与えている。またA社の開発した製品や製造技術に関する情報を、B社が不正に入手するときケースも珍しくない。企業機密の漏洩、産業スパイ事件などがこれである。このような情報の不正入手という形の会社犯罪は、最近たんなる個人の犯罪にとどまらず会社ぐるみのそれとして頻発するようになっている。

4) 環境破壊

企業が公害防止設備を設置しないために、公害を発生せしめ、環境を破壊する例は最近にいたるまで日本各地にみられた。今日では、公害関係立法、公害防止協定の締結等によって、環境基準に達しない場合には、厳しい措置がとられるようになってはいるが、現実には、公害はあとをたたない。公害の発生は人の生活環境を破壊し、居住上の快適さを減殺せしめる。そしてそれはある段階にいたると人々に身体的被害を生ぜしめるのである。

5) 名誉や制度的価値観の毀損

新聞や雑誌等が中傷記事や誤報によって他人の名誉を傷つけるようなケースがしばしば生ずる。また企業が利潤追求に急なあまり、不法な行為にはしり、その結果として自由企業制度や資本主義制度全体に対する社会的な信頼を失墜させるようなおそれのある事件も起っている。これは資本主義制度の根底にある価値観を破壊するものであって、会社犯罪の一つに数えあげることができる。

以上に考察したように、会社犯罪はこれを犯罪主体、被害者および被害の形態の3つの側面に分けて分類することができた。ここで気付く

ことはそれぞれの分類の箇所において、同一の事項が繰返し問題とされていることである。だがこれは決して無意味な重複ではない。それはある事実を、見る角度を変えて種々に眺めていることに起因しているからである。結局、現実の会社犯罪は、以上に述べた3つの側面についての分類要素の組合せとして理解されうる。このようにして、本節においてとりあげた内容は、現実の会社犯罪を分析する上での考察の枠組みを示しているのである。なお、ここでことわっておかなければならないことは、会社犯罪の3つの側面における各分類内容が決して網羅的なものではないことである。これらは各側面に関して一般によくみられる主要な事項をあげたものにほかならないからである。

4. おわりに

以上本稿においては、企業の社会的責任との関連において、企業の社会的責任遂行の側面を正の行動にとらえ、これに対して会社犯罪を企業の負の行動と認識することを基本的視点として、会社犯罪の概念規定および会社犯罪の分類を試みた。これらの作業は、会社犯罪は、社会科学諸領域において研究対象として追究することにより、学ぶべきことを豊かに蔵した反面教師であるという認識を前提として、この問題を研究するための方法すなわち考察の枠組設定としての意義と役割とをもっている。行論が、企業の社会的責任という概念を出発点として演繹法的色合いを濃くもってはいるが、それは上のごとき本稿の性格づけから、いわば必然的なものであるといわなければならない。今後、本稿において明らかにしたこの考察の枠組を方法として用いながら、会社犯罪についての実証的研究を進めてゆきたいと考えている。そこで本稿を閉じるにあたり、会社犯罪をめぐる究明すべき問題点のいくつかを指摘することにしよう。

会社犯罪というものは、企業の規模の大小に